

回覧

令和4年10月20日

都賀地域の皆様へ

栃木市地域クリーン推進員連合会都賀支部

自治会による地域清掃活動及びごみの回収について(お知らせ)

本会の活動及び地域の環境美化につきましては、日頃より特段のご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、例年5月30日(ごみゼロの日)に実施しておりました美化運動につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により今年度も未実施に終わり、自治会の皆様におかれましてはご迷惑をお掛けしていることかと思えます。

つきましては、下記日程において自治会が自主的に清掃活動を実施する場合、本会がごみを回収することとなりましたのでお知らせします。

《注意事項》

※実施の有無については自治会ごとに決めていただくこととなります。

※各自治会長及び地域クリーン推進員には事前に清掃活動の実施に関する通知を送付してありますので、実施の有無等の詳細については、各自治会長及びクリーン推進員にお問い合わせください。

※清掃活動は市民の皆様の参加を強制するものではありません。

記

1. 日程 令和4年11月20日(日)

2. その他
- ・回収ビニール袋(45ℓ)10枚は自治会長 or 地域クリーン推進員に配布済みです。(※足りない場合は各自治会でご用意ください)
(※透明であれば指定袋以外(45ℓ以内)でも大丈夫です)
 - ・回収に際しレジ袋等を使用する場合も各自でご用意ください。
 - ・回収したごみは各自治公民館に置いてください。
(※後日回収に伺います)
 - ・ごみの分別にご協力ください。
(※明らかに分別されていないごみは回収されません)



裏面あり

栃木市地域クリーン推進員連合会
都賀支部 事務局(都賀総合支所内)
担当：笹沼、大竹、島田
TEL：29-1100

清掃活動で回収したごみの出し方について【都賀地域版】

令和4年11月20日(日)に自主的に清掃活動を実施いただく場合は、下記の点にご注意くださいますようお願いいたします。

1. 清掃活動で拾ったごみの回収について

ごみの回収は【依頼があった場合のみ】行います。

ただし、回収するごみは分別されたものに限りです。

明らかに未分別のものは回収されませんのでご了承ください。

2. ごみの回収依頼について

ごみの回収を依頼する場合は、10月20日(木)までに自治会の代表者(自治会長 or クリーン推進員)が『清掃活動に伴う回収依頼書』を都賀地域づくり推進課に提出することになっています。

3. ごみの出し方について

ごみは分別してください。

○汚れているペットボトルは「もやすごみ」としてください。

○汚れているカン・ビンは「もやさないごみ」としてください。

○回収できないごみは下記のとおりです。

- ・明らかに分別されていないごみ
- ・家庭の清掃で出たごみ
- ・会社等の清掃で出たごみ
- ・イベント(お祭り等)で出たごみ
- ・自治会公民館等のごみ
- ・特定の団体が管理している土地や建物のごみ
- ・建築廃材やタイヤ等の投棄された産業廃棄物 etc..

4. 回収場所について

ごみは各自治公民館に一ヶ所にまとめて置いてください。

5. ごみ袋について

ごみ袋は 45ℓ以内で透明のものを使用してください。(※指定袋以外でも大丈夫です)

※落ち葉、小枝等は「もやすごみ」の袋に入れてください。

※木枝は太さ10cm以下、長さ60cm以下に切って束ね、ひもでしばってください。